

# 大分県報

令和六年  
号外（四六）  
五月二十七日

（月曜日）

## 目次

### 告示

個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程の一部改正……………

### 教育委員会告示

個人番号利用事務実施者である教育委員会が適当と認める書類等を定める規程の一部改正……………

正……………

## ○告示

### 大分県告示第二百八十七号

個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程（平成二十七年大分県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

令和六年五月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第二条中「法別表第一の下欄」を「法別表の下欄、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和六年<sup>デジタル庁</sup> 総務省 令第八号）の表の下欄」に改める。

第八条第一号中「別表第一」を「別表」に改める。

### 附則

この告示は、公示の日から施行する。

## ○教育委員会告示

### 大分県教育委員会告示第六号

個人番号利用事務実施者である教育委員会が適当と認める書類等を定める規程（平成二十九年大分県教育委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和六年五月二十七日

大分県教育委員会

第二条を次のように改める。

### （適用範囲）

第二条 この規程は、法別表の下欄、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和六年<sup>デジタル庁</sup> 総務省 令第八号）の表の下欄及び番号利用等条例別表第一の下欄に掲げる事務のうち、教育委員会が個人番号利用事務実施者となる事務について適用する。

### 附則

この告示は、公示の日から施行する。